

大阪城東部地区まちづくり検討会開催要綱

(目的)

第一条 大阪城東部地区におけるまちづくりに関して、大阪府、大阪市、地権者等の関係者による意見交換を行い、当地区のまちづくりのコンセプトや土地利用の具体化を図るため、大阪城東部地区まちづくり検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討会)

第二条 検討会は、別表 1 に掲げる団体等が指名する職員及び別表 2 に掲げる学識経験者（以下、「委員」という。）が出席する。

- 2 検討会には会長及び座長を置き、会長は大阪府の副知事、座長は大阪市の副市長とする。
- 3 会長は検討会を主宰し、座長は検討会の会議を進行する。
- 4 会長及び座長に事故があるときは、あらかじめ会長及び座長が指名する者がその職務を代わって行う。
- 5 検討会は座長が招集する。
- 6 委員は、あらかじめ指名する者を本人に代えて検討会に出席させることができる。

(事務)

第三条 検討会の開催事務は、大阪府及び大阪市において処理する。

(運営)

第四条 検討会は公開とし、傍聴については要領で定めることとする。

- 2 検討会終了後、会議資料、会議要旨については、速やかに大阪市のホームページに掲載するものとする。

(雑則)

第五条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長及び座長が検討会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和元年 12 月 23 日から施行する。

別表 1

■地方公共団体
大阪府
大阪市
■民間事業者等
大阪市高速電気軌道株式会社
公立大学法人大阪
独立行政法人都市再生機構
西日本旅客鉄道株式会社

別表 2

■学識経験者	
立命館大学理工学部環境都市工学科教授	岡井 有佳
大阪市立大学大学院工学研究科教授	嘉名 光市
大阪大学サイバーメディアセンター センター長・教授	下條 真司
大阪府立大学研究推進機構特別教授 大阪府立大学観光産業戦略研究所長	橋爪 紳也

大阪城東部地区まちづくり検討会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪城東部地区まちづくり検討会（以下「検討会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 傍聴を認める定員は10名とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りではない。

2 検討会を傍聴しようとする者は、事務局が指定する時刻から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(報道機関の特例)

第3条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 報道機関の取材については、会場内の所定の位置から議事の進行の妨げにならない限り、写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 検討会開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、検討会の秩序を乱し又は検討会の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附則

この要領は、令和元年12月23日から施行する。